

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の課税標準の特例措置			
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法 63 Ⅲ②）			
見 直 し の 内 容	<p>租税特別措置法施行令第 38 条の 5 第 6 項第 1 号に定める政令において、 「法人が短期所有土地を、政令で定める法人（空港周辺整備機構）に譲渡した場合、事業所得に対する重課の適用から除外する。」</p> <p>と定められているが、この政令で定める法人から独立行政法人空港周辺整備機構を削除する。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1048 1489 1140"> <tr> <td data-bbox="1013 1048 1220 1140">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 1048 1489 1140">0 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	0 百万円
増収見込額 （平年度）	0 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>今後、騒音斉合施設の整備等の用に供するため、空港周辺整備機構が個人から土地等を取得することは予定されておらず、廃止しても問題はない。</p> <p>直近 3 年間の実績 0 件（今後も予定なし）</p>			